

令和3年6月定例会 教育長報告

◆ 6月の主な活動

- 6日 しずおか教師塾第12期生卒塾式（清水庁舎）〔教育長〕
- 11日 教育委員会臨時会（清水庁舎）〔教育長・委員〕
- 12日 SSH生徒課題研究報告（静岡市立高等学校）〔教育長〕
- 21日 教育委員会定例会（清水庁舎）〔教育長・委員〕
- 27日 第10回高等学校応援団フェスティバル（静岡市民文化会館）
〔教育長〕

◆ 7月の主な予定

- 15日 点検・評価に係る学識経験者との意見交換会（清水庁舎）〔教育長・委員〕
- 26日 教育委員会定例会（静岡庁舎）〔教育長・委員〕
- 30日 第1回総合教育会議（静岡庁舎）〔教育長・委員〕

「しずおか教師塾」第12期卒業式

1 日 時 令和3年6月6日（日）

13時45分～14時20分

2 場 所 静岡市役所 清水庁舎3階 ふれあいホール
静岡市清水区旭町6番8号

3 式次第

(1) 開式のことば

(2) 国歌静聴

(3) 卒業認定証授与

(4) 塾長式辞

塾長 たなべ 田辺 のぶひろ 信宏

(5) 来賓祝辞

市議会副議長 やまね 山根 たづこ 田鶴子

(6) 来賓紹介

(7) 卒業生代表のことば

(8) 閉式のことば

*終了後、写真撮影

令和3年度 静岡市立高等学校 SSH 課題研究報告会

- 1 日時 令和3年6月12日(土) 10:00~12:00
- 2 場所 本校視聴覚ホール、ホール周辺回廊、体育館
- 3 日程

10:00~10:10 校長挨拶、来賓紹介

10:10~10:40 【第1部】課題研究口頭発表

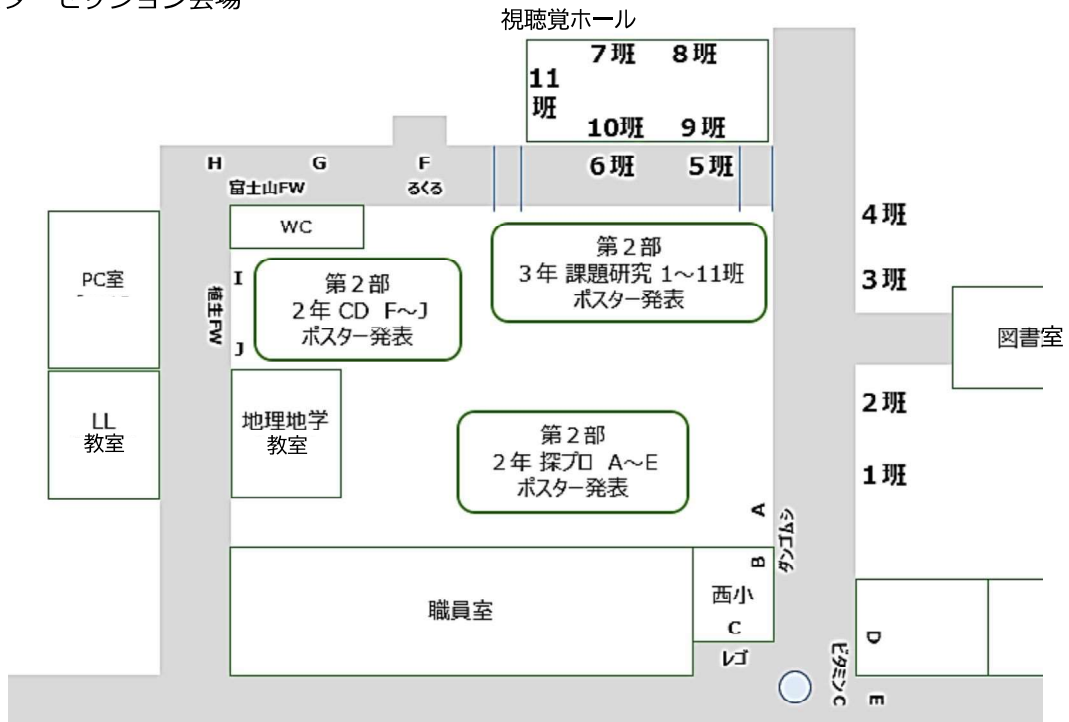
- ・10:10~10:25 「ミミズ由来酵素を用いたバイオマス分解の応用」
- ・10:25~10:40 「BR反応の主役はデンプン!？」

10:40~11:40 【第2部】ポスターセッション

- (1) 38HR 生徒全員 2年時 課題研究報告 (詳細裏面)
- ・10:40~11:10 1~6班(英語)、7~11班(日本語)
 - ・11:10~11:40 1~6班(日本語)、7~11班(英語)
- (2) 28HR 生徒全員 1年時 研修内容報告 (詳細裏面)

11:50~12:00 講評

4 ポスターセッション会場



5 発表内容・要旨

裏面をご覧ください

■ 3年課題研究 ポスターセッション

(○印は第1部にて口頭発表あり 10:10~10:40)

班	研究テーマ	要旨
1	ミミズの抗カビ効果	ミミズ粘液を希釈したものを滅菌フィルターに通し、粘液と共生菌に分け、カビの繁殖の有無を比較することで、ミミズ共生菌である放線菌に効力バ効果があることが分かった。
②	ミミズ由来酵素によるバイオマス分解の応用	ミミズ由来酵素を用い、低温化でバイオマスを糖化し、アルコール発酵を行うことでバイオエタノールが生成されるという仮説を立てた。実験の結果より、エタノールが生成したと考えられる。
3	リモネンの複合的な抗菌作用	リモネンと緑茶は相互に作用しあい抗菌作用があらわれると仮説を立てた。結果の抗菌円の大きさから、緑茶、リモネンの成分は相互に作用することが考えられる。
4	微生物燃料電池の発電性向上にむけて	微生物燃料電池と仕組みが似ている酵母発電を使って発電性能向上のための研究を行い、得られた結果を微生物燃料電池に応用し、研究した。
5	微生物による MFC の発電効率の違い	数種類 (酵母菌、乳酸菌、大腸菌) の嫌気性細菌を使って微生物燃料電池を作成した。それぞれの電池で5日間程電圧を測定した。
6	コンクリートを利用した重金属処理	コンクリートを用いて銅イオン、ニッケルイオン、クロムイオンを処理できることが分かった。コンクリート粉末の量を少しずつ変えて重金属の処理に効果がある量を見つける。
7	温度を感じて変化するポリマーの合成	ポリインピルアクリルアミドが32~33℃で水を放水、ジメチルアクリルアミドのポリマーが51~52℃で水を放水した。
⑧	BR 反応の主役はデンブリン!?	BR 反応の指示薬であるデンブリンが与える影響に注目した。デンブリンの代わりにアミロースやグルコースなどを添加し、振動を測定した。デンブリンのせん構造が振動に影響を与えていると考察した。
9	カゼインプラスチックの生成と利用	海洋プラスチックごみ問題に興味があり、牛乳から生分解性のカゼインプラスチックを作った。生活の中でも使えるかどうか、スプーンを作り、強度と分解について調べた。
10	完全数の性質	完全数を表す式を作った。N=Kの証明をした。作った式と立方和との関連性を調べた。
11	なぜストームグラスは変化するのか	ストームグラスの変化について、気圧、気温など考えられる要因について実験をした結果、温度が大きく関わっているようだと分かった。

■ 2年 ポスターセッション

	発表内容 (探究プログラム I)	keyword	発表内容 (Carrer Design プログラム I)	keyword
A	三二課題研究 生物分野	ダンゴムシ、自由に課題を設定	F 静岡科学館る・く・る研修	サイエンスコミュニケーション
B	三二課題研究 生物分野	ダンゴムシ、自由に課題を設定	G 富士山フィールドワーク	富士山、伊豆、火山、防災
C	三二課題研究 情報分野	プログラミング的思考	H 富士山フィールドワーク	富士山、伊豆、火山、防災
D	三二課題研究 化学分野	ビタミンC、自由に課題を設定	I 植生調査フィールドワーク	谷津山、放置竹林
E	三二課題研究 化学分野	ビタミンC、自由に課題を設定	J 植生調査フィールドワーク	谷津山、放置竹林

議案第4号

令和4年度 静岡市立中学校使用の教科用図書の採択について

令和4年度使用 静岡市立の中学校用歴史教科用図書の採択について、次のとおり実施する。

令和3年6月21日提出

静岡市教育委員会

教育長 赤堀文宣

(教育委員会事務局教育局学校教育課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第6号の規定により、採択したく提案する

令和4年度 静岡市立中学校使用の教科用図書の採択について

1 案件

中学校歴史の教科書採択について

2 経緯

令和元年度検定不合格の自由社「新しい歴史教科書」が、再申請により、令和2年度検定を経て新たに発行されることになり、中学歴史の教科書の採択替えを行うことも可能となった。〈別紙2〉

3 提案

令和2年度における採択の理由や検討の経緯及び内容等を踏まえて、令和4年度使用教科書の採択替えの審議を行うか否かをご判断いただきたい。

4 参考資料

〈別紙2〉令和3年3月30日付【2初教科67号】令和4年度使用教科書の採択事務処理について（通知）



2 初教科67号
令和3年3月30日

各都道府県教育委員会
教科書関係事務主管課長 殿

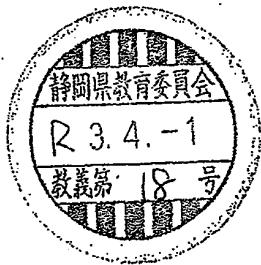
文部科学省初等中等教育局教科書課長
神山 弘

(公印省略)

令和4年度使用教科書の採択事務処理について (通知)

教科書採択の公正確保については、「教科書採択における公正確保の徹底等について」(令和3年3月30日付け2文科初第2012号文部科学省初等中等教育局長通知)において通知したところですが、円滑な採択事務処理については、下記事項にも十分留意いただくようお願いします。

なお、本通知は、貴教育委員会の教育長及び教育委員、知事部局を含む関係部署のほか、域内の市町村教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校を含む全ての学校に対しても周知いただくようお願いします。



【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係
電話 03 (5253) 4111 内線 2576

記

1 採択に当たっての留意事項について

(1) 小学校用教科書の採択について

令和3年度においては、無償措置法第14条の規定に基づき、無償措置法施行規則第6条各号に掲げる場合を除いて、令和2年度と同一の教科書を採択しなければならないこと。

(2) 中学校用教科書の採択について

令和3年度においては、無償措置法第14条の規定に基づき、無償措置法施行規則第6条各号に掲げる場合を除いて、令和2年度と同一の教科書を採択しなければならないこと。

なお、令和3年度においては、自由社の「新しい歴史教科書」について、教科用図書検定規則に基づき、検定審査不合格の決定の通知に係る年度の翌年度に行われた再申請により、令和2年度に文部科学大臣の検定を経て新たに発行されることとなったことから、無償措置法施行規則第6条第3号により採択替えを行うことも可能である。

その際、以下の(ア)から(カ)までの事項に留意すること。また、以下に挙げる留意事項は「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布、施行について(通知)」(平成28年6月20日付け28文科初第432号文部科学省初等中等教育局長通知)の第二に記載の内容も含まれることから、必要に応じて当該通知も参照すること。

(ア) 採択替えを行うことができるのは、新たに発行されることとなった教科書の種目のみであり、その他の種目の教科書について、採択替えを行うことはできないこと。

(イ) 採択替えを行うか否かは、採択権者の判断によるべきものであること。その際、都道府県教育委員会において行う新たに発行されることとなった図書についての調査研究(下記(カ)参照)の結果のほか、令和2年度における採択の理由や検討の経緯及び内容等を踏まえて判断することも考えられること。

(ウ) 新たに発行されることとなった教科書の種目の全ての教科書について、採択権者において改めて調査研究等を行った結果、採択している教科書又は新たに発行されることとなった教科書以外の教科書に採択替えすることも可能であること。

(エ) 上記を含めて採択替えを行う場合には、無償措置法の規定の趣旨に則り、教科書採択の公正性・透明性を確保する観点から、採択結果及びその理由をはじめとする教科書の採択に関する情報の積極的な公表に取り組み、採択に関する説明責任を果たすことが必要であること。

(オ) 採択替え後の教科書を採択する期間は、同一の教科書を採択しなければならない期間として無償措置法施行令第15条第1項に規定する4年間から採択替え前の期間を控除した期間であること。

(カ) 都道府県教育委員会においては、無償措置法第10条の規定に基づき、

新たに発行されることとなった図書について調査研究を行うこと。その際、具体的な実施方法については、各都道府県教育委員会において、その実情を踏まえて適切に判断されるべきものであること。

(3) 高等学校用教科書の採択について

令和4年4月1日以降に高等学校に入学する生徒の教科書については、高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号。以下「平成30年学習指導要領」という。）の適用を受けるため、「高等学校用教科書目録（令和4年度使用）」の第1部に掲載されている教科書のうちから採択しなければならないこと。

高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号。以下「平成21年学習指導要領」という。）の適用を受ける生徒が使用する教科書は、同目録の第2部に掲載されている教科書のうちから採択すること。第3部以降に掲載された場合も同様とすること。なお、「平成三十一年四月一日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間における現行高等学校学習指導要領の特例を定める件」（平成30年文部科学省告示第172号）（別添）に基づき、保健体育、芸術、福祉、体育、音楽及び美術については、その全部又は一部について、平成30年学習指導要領の規定によることとすることができることとなっていることから、その場合は、これらの科目の教科書について、同目録の第1部に掲載されている教科書のうちから採択することができること。

(4) 学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書の採択について

① 学校教育法（昭和22年法律第26号。）附則第9条第1項の規定により特別支援学校の小学部及び中学部並びに特別支援学級において使用する教科書以外の教科用図書（以下「特別支援学校・学級用一般図書」という。）の採択並びに同条の規定により高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）において使用する教科書以外の教科用図書の採択に当たっては、採択権者は教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を選定すること。

② 特別支援学校・学級用一般図書の採択に際しては、まずは文部科学省著作教科書の使用の適否とともに、文部科学大臣の検定を経た下学年用教科書の採択の適否を十分考慮すること。その上で、これら以外の図書を採択することが適当である場合には、以下の（ア）から（オ）までの事項に、特に留意すること。

（ア）児童生徒の障害の種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）の図書が適切であること。

（イ）可能な限り体系的に編集されており、教科の目標に沿う内容を持つ図書が適切であること（特定の題材又は一部の分野しか取り扱っていない参考書、図鑑類、問題集等の図書は適切ではない。）。

（ウ）上学年で使用する図書や、採択する他教科の図書との関連性も考慮すること。

（エ）価格については、前年度の実績を考慮するなどし、高額なものに偏ることのないようにすること。

(オ) 別途送付している「令和3年度一般図書契約予定一覧」（令和3年2月25日付け事務連絡参照）を参考にしつつ、それ以外の図書も含めて最も適切なものを採択すること。

③ 分冊となっている一般図書や弱視児童生徒のための拡大教科書、点字教科書については、教科書と同様に分冊本を採択できるが、その供給については、教科書と同様の時期に一括して行われるものであること。

なお、拡大教科書及び点字教科書のうちボランティア団体が作成するものについて、全分冊の一括供給が困難である場合においては、年度当初の授業で使用される分冊が授業開始前に供給され、以降の供給も授業に支障が生じない時期に供給可能であることが必要であること。

④ 特別支援学校・学級用一般図書を採択する場合には、採択した図書が支障なく供給されるよう図書の種類、発行部数及び発行者の所在地等について把握した上で、令和3年度中に供給可能であるかどうかを十分に確認しておくこと。

なお、令和4年度用特別支援学校・学級用一般図書の需要数を取りまとめた後、改めて文部科学省から当該発行者に対し、供給が可能かどうか確認をすることになるため、その結果、絶版や在庫不足等の理由により、発行者が供給に応じられない場合もあることに留意すること。

2 教科書見本の送付について

(1) 教科書見本の送付先と送付部数の上限は「教科書採択の公正確保について」（令和3年3月30日付け2文科初第2011号文部科学省初等中等教育局長通知）において教科書発行者に対して指導がなされているので参照すること。

(2) 教科書発行者に対しては、令和2年度検定において合格した教科書について、採択事務に支障のないよう教科書見本を制作し次第、4月末日（教科書センターについては5月末日）までに送付するよう求めていること。

(3) 高等学校用教科書見本については、各高等学校にも送付できることとしているが、翌年度以降の採択替えの際の調査研究に支障が生じないよう、各学校において教科書見本の適切な保管・管理を行うよう努めること。

3 教科書展示会について

(1) 教科書展示会は、教育関係者の教科書研究の便宜を図り、一般公開を通じて、地域住民等の多くの方々に教科書に触れていただくための取組であり、教科書展示会の開催に係る経費は、地方交付税で措置されていること。

(2) 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第5条の規定に基づく教科書展示会は、新型コロナウイルスの影響に鑑み、昨年度と同様、6月10日以降の最初の金曜日である6月11日から7月31日までの間で都道府県教育委員会において定める任意の14日間（法定展示期間）開催すること（令和3年文部科学省告示第33号）。

(3) 法定展示期間外であっても、教科書展示会を開催することは可能であり、

法定展示期間の前後にも展示を行ったり，移動展示会や図書館や公民館等における展示を行ったりするなど，広く地域住民の方々が，展示会に参加できるよう工夫すること。

また，拡大教科書及び点字教科書や，学習障害やその他発達障害等により，教科書に一般的に使用されている文字等を認識することが困難な児童生徒向けに作成されている音声教材についても，教科書展示会等の機会を活用し，普及促進を図っていくことが望ましいこと。その際，平成27年3月に全国の教科書センターに配布したサンプル集や，平成29年1月に全国の都道府県教育委員会及び市町村教育委員会に配布したサンプル集を活用することも考えられること。

- (4) 都道府県教育委員会は，教科書展示会において，学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書を展示することができるが，その際，これらの図書の見本は，基本的には都道府県教育委員会が購入することが適切であること。
- (5) 各都道府県教育委員会は，教科書展示会の開催時期・場所等について，教育関係者はもとより，保護者等広く一般にも積極的に周知を図ること。なお，文部科学省ホームページにおいても，各都道府県教育委員会が開催する教科書展示会についての情報を公開することとしていること。
- (6) 教科書見本が送付されない場合を除いて，教科書展示会の出品教科書については，その取扱い上の差別をしてはならないこと。
- (7) 上記の教科書展示会に出品された教科書見本については，展示後1年間保存することとされていることに留意すること（翌年度使用教科書のみ）。

4 需要数報告について

- (1) 需要数の報告は，文部科学大臣が教科書発行者に対して行う発行指示の基礎となる数を把握するためのものであり，都道府県教育委員会においては，国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校分も含めて需要数の把握を適切に実施し，報告後に生じたやむを得ない事情による場合を除き，可能な限り正確な需要数を把握するものとする。
- (2) 都道府県教育委員会においては，市町村教育委員会等からの需要数の報告について，適切なスケジュール管理を行い，各都道府県教育委員会から文部科学大臣への需要数報告期限（9月16日）を遵守すること。
- (3) 需要数報告後の大幅な需要数変更は，教科書の発行及び供給に混乱を生じさせることにもつながりかねないので，学校や学科の新設・廃止等，新たに採択する必要が生じた場合によるほかは，極力変更がないよう，正確な需要数の把握に努めること。
なお，やむを得ない事情により需要数を変更する場合には，採択権者は都道府県教育委員会及び教科書取扱書店に，都道府県教育委員会は文部科学大臣に報告するとともに，教科書・一般書籍供給会社に連絡すること。また，この需要数報告の変更及び連絡は，教科書の製造・供給に支障が生じないように，遅くとも教科書を使用することとなる年度の前年度の12月末

までに行うこと。

- (4) 高等学校においては、平成 30 年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用する教科書（教科書目録第 1 部掲載）と、平成 21 年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用する教科書（同第 2 部掲載）は異なるので、需要数報告に当たっては混同することのないよう十分注意すること。第 3 部以降が掲載された場合も同様とすること。
- (5) 特別支援学級・学校用一般図書及び教科用特定図書等の需要数報告については、別途送付する通知を参照すること（※教科用特定図書等：教科書に代えて使用する拡大教科書及び点字教科書）。
- (6) 昨年度と同様、必要とする児童生徒に音声教材を円滑に提供できるよう、障害のある児童生徒が使用する音声教材の需要数を把握するための調査を実施予定であること。なお、教科書関係事務主管課のみではなく、特別支援教育関係事務主管課とも連携を図り、音声教材の需要を適切に把握し、普及推進に積極的に取り組むこと。

5 教科書センターについて

- (1) 教科書センターは、教科書を常時展示し、教科書の調査研究の便宜を図るとともに、保護者や地域住民等も利用することを目的として設けられた施設であること。
- (2) 教科書センターについては、新設、移転（住所表示の変更を含む。）、名称変更、廃止の場合又は既設の教科書センターにおいて展示する教科書の種類（小・中・高・特別支援学校）の変更があった場合には、その旨を文部科学省初等中等教育局教科書課に報告すること。
報告の様式は任意であるが、教科書センターの名称、住所、設置場所、電話番号、展示教科書の種類について、変更前と変更後のものが分かる形で示すとともに、変更後の都道府県内の教科書センターの一覧表及び変更についての簡単な理由を付記すること。

6 義務教育諸学校用教科書の採択地区の設定又は変更について

- (1) 採択地区がより適切なものとなるよう、採択地区の設定又は変更に当たっては、各市町村教育委員会の意向等を踏まえるとともに、随時その状況を把握すること。
- (2) 採択地区を設定し、又は変更したときは、無償措置法第 12 条第 3 項の規定に基づき、告示を行い、関係者に周知するとともに、文部科学大臣にその旨を速やかに報告すること。その際、以下の資料を添付すること。
 - ① 採択地区変更に係る告示の写し
 - ② 採択地区の区域及び名称を明示した地図（構成市町村の境界を点線で示すこと）
 - ③ 採択地区変更に係る理由書
 - ④ 変更前及び変更後の採択地区の名称及び構成市町村名等を対照する書類

- (3) 採択地区の変更に際して、教科書の採択方法・給与の可否等に不明な点がある場合には、事前に文部科学省初等中等教育局教科書課まで相談すること。

7 その他

令和3年度の採択事務処理に当たり、新型コロナウイルスの影響により、域内の教育委員会等に置いて教科書採択に関する事務処理が法令、局長通知及び本通知等により難しい事情がある場合には、速やかに文部科学省初等中等教育局教科書課に相談すること。

8 今後の検定・採択のスケジュールについて

令和3年度以降の採択事務処理の準備に当たっては、今後の検定・採択のスケジュールについて、別記の表を参照すること。

以上

【別記】検定・採択の周期

年度（西暦） 学校種別等区分		H30 (2018)	H31/R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	
小学校	検定	◎				◎				◎	
	採択	△	△				△				
	使用開始	●	○	○				○			
中学校	検定	◎	◎				◎				
	採択	▲	△	△				△			
	使用開始		●	○	○				○		
高等学校	主として 低学年用	検定		◎	◎			◎			
		採択			△	△			△		
		使用開始				○	○				○
	主として 中学年用	検定			◎	◎				◎	
		採択				△	△				△
		使用開始	○				○	○			
	主として 高学年用	検定				◎	◎				◎
		採択	△				△	△			
		使用開始		○				○	○		

◎：検定年度

△：直近の検定で合格した教科書の初めての採択が行われる年度

○：使用開始年度（小・中学校は原則として4年ごと，高校は毎年度採択替え）

▲：直近の検定で合格した「特別の教科 道徳」の教科書の初めての採択が行われる年度

●：「特別の教科 道徳」の使用開始年度

※ 小学校には義務教育学校の前期課程を，中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を，高等学校には中等教育学校の後期課程を含む。

※ 小学校における平成30年度，中学校における平成31年度／令和元年度においては，「特別の教科 道徳」を除く各教科の教科書について採択が行われた。

※ 太線以降は，学習指導要領改訂後の教育課程の実施に伴う教科書についてである。

令和4年度 静岡市立中学校使用の教科用図書の採択について
＜採択替えの審議を行う場合＞

1 提案

令和4年度使用の中学歴史の教科書採択について、見本本、令和3年度の県の調査研究報告書(自由社)と令和2年度の県の調査研究報告書(帝国)を基に審議を行った後、投票により決定とさせていただきたい。

2 参考資料

- ＜別紙4＞令和4年度静岡市立中学校教科用図書の採択事務の流れ
- ＜別紙5＞静岡県の令和3年度教科書調査研究報告書【自由社】
- ＜別紙6＞静岡県の令和2年度教科書調査研究報告書【帝国】

令和4年度 静岡市立中学校使用の教科用図書採択事務の流れ

【2初教科67号】令和4年度使用教科書採択事務処理について

静岡県教科用図書選定審議会

県専門調査（5月）→ 報告書完成（6月4日）→ 選定審議会で審議（6月）

静岡市教育委員会定例会 6月21日（月）

令和4年度使用中学歴史の教科書採択についての協議を行う

令和2年度における採択の理由や検討の経緯及び内容等を踏まえ、
令和4年度使用教科書の採択替えの審議を行うか否かを判断する。

採択替えの審議を行う場合

採択替えの審議を行わない場合

教育委員会定例会 7月26日（月）

令和4年度使用の中学歴史の教科書採択について、
見本本、令和3年度の県の調査研究報告書（自由社）と令和2年度の県の調査研究報告書（帝国）を
基に審議を行った後、投票により決定する。

採択決議

7月下旬～8月初旬

採択結果（令和4～6年度使用教科書）を各学校へ通知する。
令和4年度使用教科用図書需要数を県へ報告する。

採択結果通知

Ⅲ 調査研究内容の要約

自由社

1 内容

- (1) 見開きページごとに設けられた「チャレンジ」により、学習内容の深い理解と個別の知識の定着を図ることで、概念などに関する知識の獲得につながるよう工夫されている。
- (2) 「時代の特徴を考えるページ」では、時代の流れを整理する、各時代や人物を比較するなどの活動によって学習した時代を大観し、その特色を多面的・多角的に考察できるよう工夫されている。
- (3) コラム「外の目から見た日本」では、当時の日本の文化や考え方を世界からの視点で客観的に捉えることで、我が国の文化や歴史に対する自覚と愛情が育まれるよう工夫されている。

2 組織・配列・分量

- (1) 単元の終わりにある「復習問題のページ」では、歴史的事象と地図を関連付ける活動を設定することにより、地理的分野とのつながりを意識して学習できるよう工夫されている。
- (2) 単元の始めに既習の歴史上の人物やその業績などを年表に示し、小学校での歴史学習とのつながりを意識できるようにすることで、見通しをもって自主的・主体的に学習を進められるよう工夫されている。

3 生徒の発達の段階への配慮

- (1) 巻末の特設ページ「日本の歴史の特色は何か」では、複数の視点から歴史的事象と現代社会を結び付けて考察できるようにすることで、今日的な課題を把握し意欲的に追究していけるよう工夫されている。
- (2) 史料を精選して大きく掲載するとともに、本文の記述を深め、歴史の見方のヒントを与える読み物を充実させることで、歴史的事象への理解が深まる手助けとなるよう工夫されている。

帝国書院

(QRコードあり)

1 内容

- (1) 時代を大観するために必要な情報が集約された「タイムトラベル」を設け、習得した知識を活用して、その時代の特色を表す場面を探すなどの活動で資料活用の技能を高めるとともに、理解が深まるよう工夫されている。
- (2) 特設ページ「歴史を探ろう」(全12テーマ)では、多面的・多角的な視点で捉えられるよう社会的事象を為政者と民衆、勝者と敗者のように異なる立場で取り上げることで、思考力・判断力が高まるよう工夫されている。
- (3) 各時代の文化史のページを充実させ、日本の伝統や文化に対する愛情を育むよう工夫されている。また、コラム「地域史」(全18テーマ)を設け、中央の歴史だけでなく地域から歴史を見ることで、郷土への理解や愛情が深まるよう工夫されている。

2 組織・配列・分量

- (1) 過去の人々の取組を紹介したコラム「未来に向けて」に「SDGs」マークを付け、持続可能な開発目標との関わりを明確にすることにより、今日的な課題へ目を向けて発展的に学習できるよう工夫されている。
- (2) 「タイムトラベル」を設けることで各時代の人々の暮らしが把握できたり、学習の流れ(単元の問い、見開きページの学習課題、単元の振り返り)を示したりすることで、自主的・主体的に学習を進められるよう工夫されている。

3 生徒の発達の段階への配慮

- (1) コラム「未来に向けて」を設け、「江戸のごみを利用した農業」「日本での選挙の始まり」など、歴史的な事象を環境や人権などの現代の諸問題につなげ、意欲的に学習できるよう工夫されている。
- (2) 12時代を表したイラスト「タイムトラベル」を通して、興味や関心を高められるよう工夫されている。また、見開きページの右に年表が表記され、常に時間軸を意識しながら学習を進められるよう工夫されている。